

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名護市長 渡具知 武豊

市町村名 (市町村コード)	名護市 (47209)
地域名 (地域内農業集落名)	久志地区 (天仁屋・底仁屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 5 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当該地域では、新規就農者を増やしたい、地域内の農業者で農業を継続的に行っていきたいという意向あり、現在耕作を行っている耕作者だけでは耕地面積が減少してしまう懸念がある。
- ・また若い農業者の確保には、地域に住みながら農業が行える環境整備が必要である。農業機械等を使用しないで出来る農業、灌水整備や観光と結び付けた農業、循環型農業等といった意見も出た。
- ・相続未登記等の土地が多数あり、土地の権利者が複雑化していることもある為、権利設定が行えない、耕作に踏み切れないようなケースが見受けられる。
- ・地域での話し合いに基づき、地域の特性に合わせた農地利用を図っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
- ・離農が想定される農業者の農地や、遊休地を解消した再生農地等を、新規就農、中心経営体、地域を担う者へ斡旋し、担い手への農地集積を図り、農地の有効活用を促進する。
- ・地域内でどのように農地を守っていくか等について、今後継続的な話合いの場を設け、地域内で中心となる経営体を育てる雰囲気づくりを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	91.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	91.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地とその周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理を行う区域については、具体的な仕組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ 農地中間管理機構を通じて地域を担う者へ集積・集約化を進める。 ・ 集団化には既存の耕作地の距離的要件や品目に配慮する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 農業後継者及び新規就農者の確保、育成に努め、遊休地や離農が想定される農業者の農地状況を把握し、当地区の中心経営体、地域を担う者への集積並びに新規就農者への斡旋等を行う。 ・ 農地を耕作する際の効率化を図り、労働力の集積と低労働で耕作を続けていけるよう取り組む。 ・ 久志地区（天仁屋・底仁屋）で営農を行う方を中心に多様な経営体の確保・育成を図るが、地区外からの参入者についても必要に応じて検討を進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--